

# 岩手社保協ニュース

2022年1月20日（木）No1（通刊123号）

〒020-0015

盛岡市本町通 2-1-36 浅沼ビル 6F

TEL・FAX 019-654-1669

E-mail [i-shahokyo@aurora.ocn.ne.jp](mailto:i-shahokyo@aurora.ocn.ne.jp)

## 第26回 岩手県社保協 定期総会開催

県社保協結成25年。共同の運動で社会保障制度の拡充へ

岩手県社保協結成から25年を迎えた2021年11月26日（金）、プラザおでって大会議室において第26回県社保協定期総会が開かれました。議長には県生健会事務局長の川口義治さんを選出。加入団体代表・個人会員など21名が参加し、活動方針、決算・予算、役員体制について満場一致で承認されました。

— \* — \* — \* — \* — \* —

初めに、結成以来、副会長として活動してこられた故加藤善正さん（県生協連）のご冥福を祈り、全員で黙とうを捧げました。

◆佐藤嘉夫会長はあいさつで、10月21日投票の衆議院選挙結果に触れ、「望ましい結果とはならなかった。そう簡単にはいかない。私たちの取り組みがどうなっているのかをもっと考える必要があるのではないか。」とのべ、会長の任を新年度も継続することを表明しました。



◆鈴木露通事務局長は1年間の活動報告と方針（案）について以下のように提起しました。

県社保協結成から25年、2年越しとなるコロナ禍のもとで、県内における地域医療再編、介護保険、国保税、生活保護、子ども医療費制度、被災者の医療費・介護保険利用料の免除、75歳以上の高齢者医療改悪などに対し、地域署名、請願、要請、懇談、学習会、街頭宣伝等を取り組んできました。



鈴木事務局長

佐藤会長

21年総選挙は、市民と野党による政権交代をめざす初めてのたたかいとなり、4野党候補は多くの小選挙区で競り勝つことが出来ました。しかい投票率は戦後3番目の低さに止まり、自公政権に対する批判を市民と野党の共闘側に引き寄せることは出来ませんでした。

岸田自公政権は11月9日に「全世代型社会保障構築会議」を開催し、「22年から団塊世代が75歳以上に入り始めることを見据えた、検討と負担のあり方を、医療、介護、年金、少子化対策を始めとする社会保障全般の総合的な検討」（骨太の方針）を進めています。

こうした到達点と課題を踏まえて、本定期総会は岸田政権が掲げた「新しい資本主義」の看板のもとで社会保障破壊攻撃を強めており、それに対抗する、地域からの運動を進めていかなければなりません。とりわけ、国会で改憲勢力が3分の2を超え、維新などがその扇動をするという新たな局面の中、憲法9条を守るたたかいとパンデミックの中、何よりも県民のいのちを守る取り組みが重要です。

次年度の運動については、中央社保協第 65 回定期総会決定の「運動の基調の 4 つの柱<sup>\*</sup>」にもとづき、県内における取り組みを具体化するとして、社会保障運動の担い手づくりのための学習運動や盛岡社保協の再開をはじめ地域社保協の結成を目指すことなどを提起しました。

— \* — \* — \* — \* — \* —

討論では 7 名の発言がありました。

◆**伊藤大さん（保険医協会）**は、東日本大震災津波被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置が 12 月末で終了することについて「大変残念。県は経済的事情で受けられないようにはしないと云っているが、実際には切り捨てられた。10 年たっても被災者の実態は深刻であり、今後は打ち切り後の状況についてアンケート調査を行い県に提出したいと思っている」と発言しました。

◆**佐々木敏幸さん（年金者組合岩手県本部）**は、「年金裁判は運動とあわせ最低保障年金 8 万円の実現めざして取り組む。75 歳以上の医療費 2 倍化阻止に全力で取り組む。県議会で採択された『加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援創設を求める請願』は、各自治体でも取り組み始めており、滝沢市に 11 月 30 日、盛岡市には 12 月 9 日に提出した。さらに、現在休止している盛岡社保協の再開に向け、22 年の 5 月か 6 月頃の再開をめざして関係団体と話し合いを進めている」と報告しました。

◆**中野るみ子さん（岩手医労連）**は、地域医療の再編問題で、厚労省が名指ししていない病院でも実際にはベッド削減が行われていることを紹介しました。「県立釜石病院では、20 年 10 月に医師が突然退職し 75 床が休止となったが、職員に伝えられたのは 9 月末だった。21 年 3 月には 10 月から産科が休止することについてマスコミを通じて伝えられた。何とか医師を確保したいという OB や市民の思いを受け止め、署名や宣伝、請願行動など精力的に取り組んできた。引き続き取り組んでいきたい。」と締めくくりました。

### ※中央社保協運動の基調（4 つの柱）

- ①「自助・共助・公助」論、自己責任を前面に打ち出す「全世代型社会保障」政策のねらいを明らかにし、憲法を活かし、社会保障の拡充を求める世論構築の共同を推進します。
- ②「社会保障・社会福祉は国の責任で」「社会保障の財源確保」等を掲げて、社会保障拡充を求める共同行動を推進します。同時に、地域医療の課題をはじめ、地域からの共同推進に、連絡会や会などとの意見交換、協議を強めます。
- ③社会保障の大改悪阻止、安全・安心の医療・介護・福祉の実現、災害復興、原発ゼロ、核兵器廃絶など国民の共同の課題について、県内組織との共同したたかいに参加します。
- ④「いのちと暮らしを守る」運動を、地域住民の要求や声に沿って、運動の推進をすすめます。そのために地域社保協の再建、結成をめざします。

◆**吉田裕也さん（岩手民医連）**は、低所得者を対象とした介護保険の「補足給付」の要件が、21 年 8 月から見直され、いわての介護を良くする会が家族や職員を対象にアンケート調査を行ったことを紹介しました。負担増で「お金がないと介護が受けられなくなる」と制度改悪の問題点を指摘しました。

◆**坂下豊さん（県商工団体連合会）**は、コロナ禍の問題として、「テレビでがん患者が減ったと言っていたが、お金がなくて受診できない人も増えているのではないかと。ベッドを減らすのに消費税を財源に使うのは問題だ。新聞に『ご飯を減らすことはできるが、寒さで灯油を減らすことはできない』という記事を目にして身に染みした。」と話し、「税と社会保障を切り離すことが重要」と訴えました。

◆**五十嵐久美子さん（岩手医労連）**は、地域医療を守る取り組みとして、いのち署名と VOISE（アンケート）の戸別配布について紹介しました。低賃金にあえぐ女性からは、「人並みに生活ができるようにしてほしい」と、切実な声を綴った手紙が届くなど、予想以上の返信があると発言しました。

# 岩手 困窮者を支援

コロナ禍と灯油高騰で住民の生活が脅かされる中、岩手県の全33市町村が、県の補助を活用した「生活困窮者冬季特別対策事業」を行うことが、22日までにかかりました。

同事業では、市町村が生活困窮世帯の負担軽減へ光熱費や防寒用具費等を助成します。対象は住民税非課税の高齢者・障害者・ひとり親世帯と生活保護世帯で、首長が支援を必要と認める世帯です。

1世帯当たり助成額は多い順に、平泉町が1万5000円、九戸村が1万2000円、普代村、軽米町、野田村が1万円、岩泉町が1万円（生活保護世帯には8000円）、宮古市、

21.12.23  
赤旗

## 全市町村 光熱費など助成

一戸町が6000円となっていて、盛岡市など25市町村は5000円です。

県の同事業費補助の補正予算2億5764万円は8日の県議会最終本会議で可決。県の市町村への補助額は、▽市町村が福祉灯油の実施に使った経費の2分の1▽市町村が助成した世帯数に1世帯当たりの基準額（5000円）を乗じて得た額の2分の1のいずれか低い方になります。

日本共産党の斉藤信良議は「昨年まで実施した被災地福祉灯油を全県に広げて生活困窮者を支援するもので、極めて重要な施策だ」と話しています。

◆磯田朋子さん（県生協連）は、県生協連など4団体が県議会に提出した「福祉灯油の県内全域での実施を求める請願」が採択され、県の補正予算案が組まれたことについて報告しました。「これまでは、『被災地福祉灯油』の実施を求めてきました。今回は採択されるか不安だったが、実現して良かった」と発言しました。

※右の新聞記事参照



## 「いのち・くらし・社会保障立て直せ一斉行動」計画（中央社保協行動提起）

【全国統一署名・宣伝行動】 2月25日（金）、4月25日（月）

【統一署名提出、請願行動】

「新しいのち署名」「2021年版介護改善署名」「75歳以上医療費2倍化阻止署名」

◆1月28日（金）11時～衆議院第一議員会館（オンライン併用）

（内容） 学習講演 講師：横山寿一先生、院内集会、国会議員要請

◆2月2日（水）10時30分～ 高齢者中央集会 衆議院第一議員会館

（内容） 学習講演 講師：浜岡正好先生（佛教大学）、国会議員要請

◆2月18日（金）10時30分～参議院会館予定 75歳以上医療費2倍化阻止署名提出集会

（内容） 学習講演 講師：唐鎌直義先生（佐久大学）、国会議員要請

◆3月2日（水） 統一署名提出行動

◆5月下旬 統一署名提出行動（最終）・決起集会予定

それぞれの署名は各団体で取りまとめ、集約元に送って下さい。

## 今年もよろしくお祈いします。

第208通常国会が17日開会し、岸田自公政権との本格的な論戦が始まりました。オミクロン株による第6波を迎え、医療・介護・福祉の現場は大変な状況です。県内でもその影響を受け、県はPCR検査を無料で行うことになりました。コロナ感染拡大のもと、県社保協でもオンラインを活用した取り組みを進めています。

3人の事務局体制を維持して運動の継続、発展に向けて努力して行きますので、引き続きよろしくお祈いします。

## 盛岡市から重点項目、一般項目の全てについて回答がありました。

昨年9月27日、盛岡生健会、県生健会及び県社保協3者の連名で盛岡市に提出した「要望書」の回答が文書で届きました。要望書は7つの重点項目と65の一般項目ですが、そのすべてに回答がありました。

今回は紙面の都合により、7つの重点項目のうち4項目について次ページに掲載します。残る3項目は次号に報告します。

盛岡生活と健康を守る会 重点要望事項と盛岡市からの回答

要望事項	回 答
<p>1 安心して「眠る」ために、希望する人たちの遺骨を無料または低額で合同で埋蔵する「市営合葬墓」を設置してください。</p>	<p>少子高齢化や核家族化などの社会構造の変化に伴い、お墓に対する考え方や子々孫々継承することを前提としてきたお墓に対する価値観も変化してきていると考えております。平成 25 年度に実施しました市民意識調査においても合葬式の共同墓や納骨堂について「お墓を継ぐ人がいないなどの問題に対応するために合葬式の共同墓や納骨堂の施設も必要」という方が約 73% でした。一方で、既に合葬式の共同墓や納骨堂などを設置している宗教法人やこれから設置を計画している宗教法人、また、墓石等を設置する事業者にとっては安価な合葬式の共同墓や納骨堂を市が設置することによる影響や離檀を心配する意見もあるものと存じます。他の自治体の動向について全国的に調査したものがありますので、民間事業者の多様なお墓の提供に係る動向などを踏まえて、規模や使用料等、また、設置の時期について分析に取り組んでいることから、お墓の将来的な需要の動向を注視するとともに、市営の合葬式の共同墓や納骨堂の整備の在り方について、なお、検討してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【保健所 企画総務課】</b></p>
<p>2 生活の質 (QOL) の向上のため、加齢性難聴者が補聴器を購入する際の費用に補助をしてください。また、この公的支援制度を国として創設するよう関係機関に働きかけてください。</p>	<p>加齢性難聴者が補聴器を購入する際の補助については、身体障がい者手帳の交付を受けた方を対象に、障がい者自立支援法に基づく補装具等の全部又は一部を現物給付しているところです。現時点では、軽度・中等度の難聴者に対する支援制度の創設は予定していないところではあります。聴力の低下は高齢者の社会参加の意欲に影響を及ぼす要因の一つとなり得るものと認識しております。国においても、加齢性難聴者が補聴器を使用することによる認知症発症率の低下に関する研究や社会参加の意欲向上や認知症への有益性の評価等に取り組んでいると伺っておりますが、その結果が待ち望まれるところであり、この結果や他都市の状況を踏まえて、支援制度の創設や関係機関への働きかけを検討してまいりたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【保健福祉部 長寿社会課】</b></p>
<p>3 生活保護担当ケースワーカーによる人権や尊厳を傷つける不適切な対応が見られます。保護相談者や保護利用者の人権を尊重し、尊厳を傷つけるような対応をしないでください。</p>	<p>職員の対応につきましては、生活保護利用者の人権を尊重し、個人の権利を不当に侵害することのないよう、普段から日常の業務において指導しております。令和 3 年 4 月以降も、2021 年 4 月 18 日付けの「生活と健康を守る新聞」の関係記事を全職員にメールで配信して認識を共有したほか、今回御指摘いただいた内容の一部を 5 月の課内会議で取り上げ、それぞれ具体的な例を示しながら、注意を喚起しております。今後も、憲法第 25 条の理念を踏まえ、生活保護の相談者や利用者の人権を常に尊重し、尊厳を傷つけるような対応にならないよう、引き続き指導を徹底してまいります。</p> <p style="text-align: right;"><b>【保健福祉部 生活福祉課】</b></p>
<p>4 盛岡市の生活保護住宅扶助基準額は東北 6 県の県庁所在地の中でも最低額です。健康で文化的な住宅に住めるよう、盛岡市の住宅扶助基準額を増額してください。</p>	<p>住宅扶助の基準額は、法定受託事務に対する処理基準として国の通知により定められており、現在の基準額は平成 27 年 7 月分から適用されております。各市の基準額は各地域における家賃実態を反映したものと国が説明しております。御指摘のとおり、本市の基準額は特別基準を含め、東北 6 県の県庁所在地の中でも最低の額となっております。現在の基準額が適用されて 6 年を経過していることから、御要望を踏まえ、毎年春に保護の実施要領等の改正に関する意見の提出について、国から照会がある際、及び市長会等の提案要望の機会を捉えて、本市の住宅扶助基準額を同じ 2 級地の福島市と同等の水準にするなど国に要望したいと存じます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【保健福祉部 生活福祉課】</b></p>